

令和6年度ヘルスケア産業国際展開推進事業 公募に関するQ A

「2. 補助事業の概要」〔公募要領ページ2～〕について

質問) 公募要領において、昨年度との変更点を教えてほしい。

回答) 審査基準における加点項目において、以下の変更があります。

- ・ (ア) 国・地域のアジアにおいて、「インド、インドネシア、タイは特に重点化」という記述の追加
- ・ (エ) ワーク・ライフバランス等の取組企業への優遇の追加

質問) 採択件数を教えてほしい。

回答) 基礎調査と実証調査と合わせて10件程度の採択を考えています。

質問) 過去の調査報告データを確認したいですが、情報開示がされていますか。

回答) 以下のサイトで調査報告データを公開しております。

<https://healthcare-international.meti.go.jp/>

※「カテゴリから探す」→「知りたい情報を選ぶ」→「9.事業報告書」の「実証調査等事業報告書」を選択し、「選択したエリア・カテゴリで検索」を押下。令和3・4・5年度の報告書を確認することができます。それ以前（令和2年度以前）の報告書については、以下のURLをご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/iryout/outbound/activity/index.html

「3. 応募資格」〔公募要領ページ4～〕について

質問) 1つの事業者が複数の応募は可能か。

回答) 可能です。ただし、複数の事業を同時に実施できる体制が整っているのかを審査で確認します。

質問) 昨年度に基礎調査で採択をされた。本年度は、その内容を発展させ、実証調査として応募をしようと考えているが、応募は可能か。

回答) 同じ内容での応募はできませんが、事業化に向けて発展させた内容であれば、応募は可能です。

質問) 外注先として実証地にて本事業に係る活動を実施するなど、重要な役割を果たす企業ないし団体がある場合、協力団体として記載してよいでしょうか。外注先と協力団体、その他の団体を厳密に区別する必要がありますか。

回答) まず言葉の定義ですが、以下のとおりです。

①外注先：代表団体または参加団体との委託契約により、本補助事業における業務の一部を行う企業や団体

②協力団体：コンソーシアムの事業を支援する企業や団体

両者はコンソーシアム外の企業や団体を示す点では共通ですが、相容れない関係ではありません。ある企業や団体が、協力団体であり、かつ外注先でもあるということはありません。本補助事業において、とある企業や団体が貴社の考える事業の支援をするのであれば「協力団体」として提案書に記載いただき、その上でその団体や企業に対し外注費が発生するのであれば、外注先として予算額書にその費用を計上ください。

質問) 「日本の医療機器・医薬品・福祉用具や、医療サービス・介護サービス、ヘルスケアサービス（例：PHR、健康経営、健康増進等）及び製品等を海外で普及させることを目的」とありますが、再生医療等製品も対象になりますか。

回答) 再生医療製品については、美容や審美歯科などに係る製品でない限り、応募対象となります。

質問) 5月8日に開催された公募説明会に参加していない状況でも本公募の応募は可能ですか。

回答) 公募説明会に参加されていなくても、本補助事業への応募は可能です。

「4. 経費」〔公募要領ページ13～〕について

質問) 補助金の上限はありますか。

回答) 上限はございません。補助金の支払い実績としては、補助金支払いレベル（本補助事業に係る経費の合計に対し、補助率（3分の1または3分の2を乗じたもの）で、1500万円から2500万円の範囲が一番多いという印象です。

質問) 弊社には、日本法人とベトナム法人がございます。ベトナム法人は日本法人100%出資で設立しております。本事業においては、ベトナム法人側のスタッフも稼働する予定でおります。ベトナム法人側のスタッフにおける人権費は対象となるのでしょうか。

回答) 補助事業の対象経費となるものは、代表団体または申請団体（以下、「代表団体等」という）が本補助事業のための経費として支払った事実があるものに限られます。上記の場合、代表団体等が直接に当該ベトナム人スタッフに人件費（賃金等）を支払っている場合は人件費として計上いただくことに問題はありますが、当該ベトナム法人（代表団体等とは別法人）の名のもとに賃金などが払われている場合は、当該人件費は代表団体等の直接の経費ではないため、代表団体の人件費としては計上できません。

質問) 改築・リノベーションに係る費用は対象となりますか。

回答) 基本的に、事業者の資産になるようなものに対する経費は計上できません。改築・リノベーション

に係る費用も対象とはなりません。

公募申請書・公募提案書の書き方について〔公募要領ページ30～〕について

質問) 公募要領(様式4-1-1)及び(様式4-5-1)の「関連企業」「主要外注先又は仕入先」の関係性について、「関連企業」欄には、主要な商流に関連するメイン企業を記載するという理解でよいでしょうか。

回答) そのご理解で結構です。

質問) 公募要領(様式4-1-1)及び(様式4-5-1)の「関連企業」「主要外注先又は仕入先」の関係性について、「主要外注先又は仕入先」欄には、左隣の欄「関連企業」の主要外注先又は仕入先を記入するのでしょうか?それとも「代表団体」「参加団体」の主要な外注先又は仕入先を記載するのでしょうか。

回答) 「代表団体」「参加団体」の主要な外注先又は仕入先を記載ください。